

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か
翌日か
翌日か
翌日か)

目次

- ◆告 示 字の区域の新設等
- 鶏等の移入の禁止
- 土地区画整理法による換地処分
- 都市計画の変更に係る案の縦覧

告 示

鳥取県告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三條第四項後段の規定による東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業施行地区の換地処分の公告があつた日の翌日か

らその効力を生ずる。

昭和五十三年三月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

大字 龍 島

同上の区域（昭和五十二年四月八日現在の地番による。）

大字引地字杭ノ和田の全域、大字引地字渡り上りの全域、大字引地字向灘六二の一から六二の三まで、六三の一から六三の六まで、六四、六五の一から六五の四まで、六六の一、六六の六から六六の一五まで、六六の一八、六七の一、六七の六から六七の一〇まで、六七の一三、六八の二、六八の六、六八の一及ぶこれらと一体をなす固有地、大字引地字青鷲二二の二、一三の一、一三の五から一三の七まで、一四の一から一四の四まで、一五の一から一五の四まで、一六の一から一六の三まで、一七の二、一八の一、一八の六、一八の七、一八の一、一八の二、一九、二〇の二、二〇の三、二一の一、二一の五、二二の七、二三の二、二三の二、二四及びこれらと一体をなす固有地、大字中興寺字青木四五六の一、四五六の七、四五六の八、四五七、四五八、四五九の一、四六〇の二の一部、四六一の二、四六二の二、四六七の一、四六八の一から四六八の八まで、四六九、四七〇及びこれらと一体をなす固有地並びに大字旭一四八、一四八の二、一四九から一五一まで、一五一の二から一五一の八まで、一五二から一五八まで、一五八の

<p>二、一五九から一六四まで、一六四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>同上の区域(昭和五十二年四月八日現在の地番による。)</p>	<p>大字引地字向灘</p> <p>大字引地字向灘のうち六二の一から六二の三まで、六三の一から六三の六まで、六四、六五の一から六五の四まで、六六の一、六六の六から六六の一五まで、六六の一八、六七の一、六七の六から六七の一〇まで、六七の一三、六八の二、六八の六、六八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字引地字青鷺</p> <p>大字引地字青鷺のうち二二の二、一三の一、一三の五から一三の七まで、一四の一から一四の四まで、一五の一から一五の四まで、一六の一から一六の三まで、一七の二、一八の一、一八の六、一八の七、一八の一、一八の二、一九、二〇の二、二〇の三、二一の一、二一の五、二二の七、二二、二三の二、二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中興寺字青木</p> <p>大字中興寺字青木のうち四三九の一から四三九の三まで、四四〇の一、四四〇の三、四四〇の五から四四〇の一五まで、四四二の一、四四二の七、四四二の八、四四八の一、四四八の八、四四八の九、四五六の一、四五六の七、四五六の八、四七七、四七八、四五九の一、四六〇の二、四六一の二、四六二の二、四六七の一、四六八の一から四六八</p>
<p>大字 旭</p> <p>の八まで、四六九、四七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに四四一の六と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字旭のうち一四八、一四八の二、一四九から一五一まで、一五一の二から一五一の八まで、一五二から一五八まで、一五八の二、一五九から一六四まで、一六四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字中興寺字四月井手四一二の一から四一二の九まで、四一三の二、四一三の三、四一五の五から四一五の七まで、四二一の四から四二一の六まで、四二七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四二七の一と一体をなす国有地の一部、大字中興寺字松原三九七の四、三九八の一、三九九の一、三九九の三から三九九の二二まで、四〇〇の一、四〇〇の三、四〇〇の四、四〇一の二、四〇二の三、四〇三、四〇三の一から四〇三の四まで、四〇四の一から四〇四の一四まで、四〇五の一から四〇五の一〇まで、四〇六の三、四〇六の一〇、四〇六の一、四〇六の三、四〇六の一四、四〇六の一六から四〇六の二二まで、四〇六の三〇から四〇六の三二まで、四〇八、四〇八の一、四〇八の二、四〇八の四から四〇八の八まで、四〇八の一から四〇八の一三まで、四〇八の一五から四〇八の二〇まで、四〇九の八、四〇九の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字中興寺字青木四三九の一から四三九の三まで、四四〇の一、四四〇の三、四四〇の五から四四〇の一五まで、四四二の一、四四二の七、四四二の八、四四八の二、四四八の八、四四八の九、四六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>			

<p>大字中興寺 字四月井手</p> <p>に四三九の三、四四一の六、四四八の一、四四八の八及び四五九の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中興寺字松原のうち四一二の一から四一二の九まで、四一三の二、四一三の三、四一五の五から四一五の七まで、四二二の四から四二二の六まで、四二七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四二七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字中興寺字松原のうち三九七の四、三九八の一、三九九の一、三九九の三から三九九の二二まで、四〇〇の一、四〇〇の三、四〇〇の四、四〇一の一、四〇二の三、四〇三、四〇三の一から四〇三の四まで、四〇四の一から四〇四の一四まで、四〇五の一から四〇五の一〇まで、四〇六の三、四〇六の一〇、四〇六の一、四〇六の二三、四〇六の一四、四〇六の一六から四〇六の二二まで、四〇六の三〇から四〇六の三二まで、四〇八、四〇八の一、四〇八の二、四〇八の四から四〇八の八まで、四〇八の一から四〇八の一三まで、四〇八の一五から四〇八の二〇まで、四〇九の八、四〇九の一〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字引地字杭ノ和田及び大字引地字渡り上り</p>
---	---	---	---

鳥取県告示第九十七号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十三年三月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

兵庫県姫路市豊富町及び神崎郡香寺町

鳥取県告示第九十八号

東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十三年二月六日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三百条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年三月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市

計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十三年三月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 市街化区域

変更する部分

米子市富益町字新開九

(2) 市街化調整区域

変更する部分

米子市富益町字新開九

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇

米子市役所

境港市上道町一六〇〇

境港市役所

西伯郡日吉津村日吉津八七二一五

日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和五十三年三月六日から同月二十日まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】